

定額減税を補足する給付金 (不足額給付金)

よくあるご質問 (FAQ)
R7.3.11版

目次

定額減税を補足する給付金（不足額給付金）

[Q.不足額給付金とはどのような制度ですか？](#)

[Q.不足額給付対象かどうか確認したい。](#)

[Q.不足額給付1の支給対象とは？](#)

[Q.不足額給付2の支給対象とは？](#)

[Q.当初調整給付の対象だったか知りたい。](#)

[Q. 定額減税（所得税）に控除しきれない金額があるのか確認したい。](#)

[Q. 定額減税（住民税）に控除しきれない金額があるのか確認したい。](#)

[Q.令和6年度住民税所得割が非課税かつ令和6年分所得税が非課税の場合、なぜ不足額給付1の対象にはならないのですか？](#)

 [Q.源泉帳票の「控除外額」に金額が記載されているが、不足額給付1の対象となりますか？](#)

[Q.令和6年分の所得税等の実額が確定し、当初調整給付が過大に給付されています。返還する必要がありますか？](#)

[Q.令和6年の夏頃にあった「定額減税しきれない方への調整給付金」を受給しました。受給した金額について確定申告で申告が必要ですか？](#)

【関連制度】

定額減税・定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金（R6年実施済み）

[Q.定額減税とは？](#)

[Q.定額減税の対象者は？](#)

[Q.当初調整給付金とはどのような制度ですか？](#)

[Q.当初調整給付金の支給対象は？](#)

[Q.「令和6年度分推計所得税額」はどのように算出したのですか？](#)

[Q.税の修正申告を行い、税額に修正があった場合は対象になりますか？](#)

Q

不足額給付金とはどのような制度ですか？

＜不足額給付 1＞ [当初調整給付](#)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び[定額減税](#)の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足が生じた方に対して、その不足分を1万円単位で切り上げて給付するものです。

＜不足額給付 2＞ 不足額給付 1 とは別に、本人および扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ、低所得世帯向けの給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方について原則定額4万円給付するものです。

Q

不足額給付対象かどうか確認したい。

給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書等の課税資料から給付額を計算しますので、現時点で対象となるかについてのお答えは出来かねます。ご了承ください。

※また、手続き方法に関しましても、現在検討中です。夏以降、区のHPに詳細を掲載予定です。

Q

不足額給付 1 の支給対象とは？

[当初調整給付金](#)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び[定額減税](#)の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足が生じた方。

〈支給対象となりうる方の例〉

- ・ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ・ 令和6年中に、扶養親族数等が増加した方
- ・ 当初調整給付後の税額修正により、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、当初調整給付額に不足が生じた方

Q

不足額給付 2 の支給対象とは？

以下のいずれの要件も満たす方

[要件]

- ・ 本人として[定額減税の対象外](#)であること。
- ・ 扶養親族等として定額減税の対象外であること。
- ・ 低所得世帯向け給付（※）の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していないこと。

※R5非課税給付（7万円）、R5均等割のみ課税給付（10万円）、R6非課税化給付（10万円）及びR6均等割のみ課税化給付（10万円）を指します。

〈不足額給付 2 の給付対象となりうる方の例〉

- （ア）青色事業専従者、事業専従者（白色）
- （イ）合計所得金額48万円超の方

Q

当初調整給付の対象だったか知りたい。

定額減税の対象者で、定額減税額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度個人住民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)方が対象です。支給対象者のうち、マイナポータル等で公金受取口座を登録している方については、令和6年7月16日に支給のおしらせ（はがき）を送付し、令和6年8月6日に公金受取口座へお振込みしています。支給対象者のうち、「支給のお知らせ」の送付対象にならない方については、令和6年8月1日に確認書を送付しています。

※振込名義名は「セタガヤクチヨウセイキユウフキン」です。

なお、申請受け付けは令和6年9月30日に終了しています。

Q

定額減税（所得税分）しきれない金額があるのか確認したい。

※源泉徴収票及び確定申告書に記載された控除外額が必ずしもそのまま給付金額となるとは限りません。
当初調整給付の対象者の場合、差額の支給になるためです。令和6年度住民税所得割0円、令和6年分所得税0円の場合、控除外額が発生したとしても不足額給付の対象外となります。

給与所得者の場合	年金所得者の場合	確定申告する場合
「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額〇〇〇〇円」と記載されます。定額減税で控除しきれない場合は、控除外額に金額が記載されます。 ※年末調整を行った会社の源泉徴収票に上記の記載がない場合は、会社の給与担当に定額減税の状況をご確認ください。	令和7年1月に送付される、公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額（控除していない額）〇〇〇〇円」と記載されます。定額減税で控除しきれない場合は、控除外額に金額が記載されます。	令和6年分確定申告から、④④「令和6年分特別税額控除」欄及び④⑤「再々差引所得税額（基準所得税額）」欄が追加されます。そこで、【④④「令和6年分特別控除」―④③再差引所得税額】を計算することにより、自身の控除不足額を把握することが可能です。 詳細については、管轄の税務署へご確認ください。

Q

定額減税（住民税分）しきれない金額があるのか確認したい。

住民税の定額減税の記載については、**令和6年度**住民税の通知書をご確認ください。通知内容の詳細については、課税自治体の市区町村の住民税の担当部門にご確認ください。

※令和6年度住民税の通知書に記載された定額減税に基づく控除不足額が必ずしもそのまま給付金額となるとは限りません。

当初調整給付の対象者の場合、差額の支給になるためです。また、令和5年中の収入が住民税、所得税ともに0円、令和6年分所得税も0円の場合、控除不足が発生した場合でも不足額給付の対象外となります。

Q

令和6年度住民税所得割が非課税かつ令和6年分所得税が非課税の場合、なぜ不足額給付1の対象にはならないのですか？

不足額給付は定額減税を補足する給付金であるため、定額減税の対象ではない住民税所得割非課税かつ所得税非課税の方は対象外です。

※所得税非課税の方にも源泉徴収票に控除外額が記載されますが、令和6年度住民税所得割非課税かつ令和6年分所得税非課税の場合には対象となりませんのでご注意ください。

所得税非課税の場合の源泉帳票の記載例

「源泉徴収時所得税減税控除済額 0 円 控除外額30,000円」

※不足額給付1の対象外でも、要件を満たせば[不足額給付2](#)の対象となる可能性があります。

Q

源泉帳票の「控除外額」に金額が記載されているが、不足額給付 1 の対象となりますか？（不足額給付 2 の対象については[こちら](#)）

給与所得者及び、確定申告書で定額減税しきれない額（控除外額）が発生したとしても必ずしも不足額給付の対象になるとは限りません。

例① 当初調整給付額 0円
（定額減税しきれると見込まれていた）
令和6年分所得税の控除外額 30,000円
差額の30,000円が不足額給付で支給

例② 当初調整給付額 30,000円
令和6年分所得税の控除外額 60,000円
差額の30,000円が不足額給付で支給

例③ 当初調整給付額 60,000円
令和6年分所得税の控除外額 30,000円
差額 < 0 円のため不足額給付対象外

例④ 当初調整給付額 30,000円
令和6年分所得税の控除外額 30,000円
差額0円のため不足額給付対象外

例⑤ 当初調整給付額 0円
（令和6年度住民税所得割（定額減税前）、
令和6年分推計所得税額ともに 0 円のため対象外）
令和6年分所得税の控除外額 30,000円
（令和6年分所得税 0 円（定額減税前））
[定額減税の対象外](#)であるため不足額給付 1 対象外
※要件を満たせば、[不足額給付 2](#) の対象となる可能性があります。

【補足】 以下の場合、不足額給付 1 の対象外です。
令和 6 年分所得税（定額減税前）、
令和 6 年度住民税所得割（定額減税前）ともに 0 円

Q

令和6年分の所得税等の実額が確定し、当初調整給付が過大に給付されています。返還する必要がありますか？

令和7年以降に確定する令和6年分所得税及び、定額減税の実績額等が確定し、当初調整給付が過大に給付となった場合についても、返還を求めることはありません。

Q

令和6年の夏頃にあった「定額減税しきれない方への調整給付金」を受給しました。受給した金額について確定申告で申告が必要ですか？

調整給付金は非課税収入のため、申告は必要ありません。確定申告書の書き方等については、管轄の税務署へお尋ねください。

(参考) 現在事業は終了しています。

定額減税しきれないと見込まれる方 への調整給付金

よくあるご質問 (FAQ)

Q

定額減税とは？

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族（国内居住者に限ります。）1人につき、所得税から3万円・個人住民税所得割から1万円が減税されるものです。

Q

定額減税の対象者は？

定額減税の対象となる方は、令和6年分所得税の納税者および令和6年度住民税所得割の納税者である居住者です。

以下の方は対象外です。

- ・ 令和6年分所得税が非課税かつ令和6年度住民税所得割が非課税の方
- ・ 令和6年分の合計所得金額が1,805万円超である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円超である方）

Q

当初調整給付金とはどのような制度ですか？

調整給付金は令和6年度に実施した「所得税・個人住民税所得割の定額減税」を十分に受けられないとみこまれる方（※）に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて支給したものです。

※定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る方

Q

当初調整給付金の支給対象は？

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方です。

定額減税額可能額

- 1、所得税（30,000円×扶養親族＋1）
- 2、個人住民税分（10,000円×扶養親族＋1）

但し、令和5年分所得税額に係る合計所得金額、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合は、2,015万円）以下の方。

Q

「令和6年度分推計所得税額」はどのように算出したのですか？

区が令和6年度住民税の算定に用いる課税資料の情報（令和6年6月10日時点）をもとに、国が示す「調整給付のための算定ツール」を用いて算出しました。

Q

税の修正申告を行い、税額に修正があった場合は対象になりますか？

当初調整給付金の算定の基礎となる税情報については、令和6年6月10日を基準日として算出しています。令和6年6月11日以降の税額変更については都度対応をしておらず、一律、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後、当初調整給付に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の給付を行います。個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年度に追加で不足分の給付を行います。